平成２７年（フ）第５８３号
札幌市清田区真栄２条２丁目１番25号　ドミ真栄パーク102号
債務者　齋藤有妃子（旧姓土門）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６０２号
札幌市北区北27条西４丁目２番25号　一條荘１階右
債務者　竹田　　仁
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１１５号
岩手県滝沢市巣子741番地32
債務者　角掛　理恵
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１１６号
岩手県滝沢市巣子741番地32
債務者　角掛　智冶
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１２６号
岩手県紫波郡紫波町平沢字的場３番地13
債務者　大久保香織
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３４号
盛岡市東松園１丁目30番14―203号
債務者　関根　茂樹
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第１３５号
盛岡市東松園１丁目30番14―203号
債務者　関根　美紀
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６３号
静岡県御殿場市中畑1574番地の３
債務者　亀谷　幸生
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第４２５号
名古屋市中川区かの里２丁目701番地　かの里住宅１―518、住民票上の住所愛知県海部郡蟹江町八幡１丁目12番地13
債務者　岡本　正道
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１１号
京都府亀岡市**稗**田野町奥条大仲41番地、前住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目１番３号
債務者　**西**村　彰芳
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
京都地方裁判所民事部支部破産係

平成２７年（フ）第１２号
京都府亀岡市**稗**田野町奥条大仲41番地、前住所京都府亀岡市南つつじケ丘大葉台１丁目１番３号
債務者　**西**村　真白
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
京都地方裁判所民事部支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
京都府与謝郡与謝野町字弓木1498番地６
債務者　柴山　宮子
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２７年（フ）第１３５号
堺市中区深井清水町3537番地　コートビレッヂ赤塚401号
債務者　川嵜　梨絵（旧姓川畑）
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２４８号
堺市美原区さつき野西１丁目９番地18
債務者　増本　博幸
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０１号
大阪府富田林市平町１丁目4229―10　松下マンション302号室、住民票上の住所神戸市兵庫区出在家町２丁目６番20―103号
債務者　藤本　夕佳
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３０９号
大阪府柏原市河原町１番４―1308号　河原府営住宅
債務者　松村　恒彦
1　決定年月日時　平成27年５月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１５０号
盛岡市東安庭１丁目22番16号　アシロハイツ103号
債務者　和地　惣一
1　決定年月日時　平成27年５月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部